



令和7年度 保育所入所のご案内

一斉受付期間

希望する利用開始日	申込受付期間
令和7年度 (令和7年4月～令和8年3月)	令和6年12月2日(月)～令和6年12月16日(月)まで

《お問い合わせ先》

磐梯町保育所 住所：〒969-3301
磐梯町大字磐梯字漆方 1060-1
TEL：0242-73-3133
FAX：0242-73-3395

教育委員会 教育課（中央公民館）
TEL：0242-73-2017



年度途中(5月～3月)の入所を希望する場合

- 年度途中の入所を希望する場合は、入所希望月の6ヵ月前までに電話連絡をしてください。説明及び資料の配布をいたします。

磐梯町保育所 TEL：0242-73-3133 へお問い合わせください。

随時申込受付期間



希望する利用開始月	申込締切日
令和7年4月	令和6年12月16日(月)
令和7年5月	令和7年2月3日(月)
令和7年6月	令和7年3月3日(月)
令和7年7月	令和7年4月1日(火)
令和7年8月	令和7年5月1日(木)
令和7年9月	令和7年6月2日(月)
令和7年10月	令和7年7月1日(火)
令和7年11月	令和7年8月1日(金)
令和7年12月	令和7年9月1日(月)
令和8年1月	令和7年10月1日(水)
令和8年2月	令和7年11月4日(火)
令和8年3月	令和7年12月1日(月)

郵送の場合、締切日必着です。

<目次>

1. 保育所とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
○入所基準	
○入所できる年齢	
○定員	
○保育実施日及び開所時間	
○一時保育	
2. 保育の認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
3. 入所申込・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
(1)入所申込から利用の流れ(4月入所の場合)	
(2)入所申込に必要な書類	
(3)申込に関する留意事項	
(4)その他	
4. 保育料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
○保育料の決定方法	
5. その他の手続きなど・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
(1)入所中に変更が生じた場合には届出が必要です	
(2)求職活動を理由とした入所期間について	
(3)慣らし保育について	
6. その他の保育サービス（一時保育事業）について	P 5
7. よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
8. 入所申込に必要な書類等・・・・・・・・・・・・	P 7

1. 保育所とは

保育所は、保護者の就労などの事由により家庭において子どもを保育できない場合に、保護者に代わって保育することを目的とした施設です。

保育所に入所するには、2号または3号の給付認定を受ける必要があります。

詳しくはP2【2 保育の認定】をご覧ください。

○入所できる年齢

- ・ 3か月から3歳未満の乳幼児

磐梯町では、3歳から磐梯幼稚園に入園できます。

※必要な方は幼稚園降園後「こども館」で預かり保育が利用できます。

○定員

- ・ 50名(学年によっては入所できない場合があります)

○保育実施日及び開所時間

- ・ 月曜日～土曜日

※ただし、国民の祝日及び12月27日～1月3日、3月31日を除く。

- ・ 保育標準時間：7時30分～18時30分（11時間まで）

- ・ 保育短時間：8時30分～16時30分（8時間まで）

※7時00分～19時00分までは、特別保育時間です。

希望される方は、事前にご相談ください。

○一時保育

家庭保育をしている保護者の疾病や冠婚葬祭等や私的な事情にも対応した一時保育サービスを行っています。

詳しくはP5【6その他の保育サービス（一時保育事業）について】をご覧ください。



2. 保育の認定

すべての保護者が保育を必要とする事由のいずれかに該当し、2号または3号の認定を受けます。教育・保育給付認定区分及び認定事由は以下の通りです。

(1) 教育・保育給付認定区分

支給認定区分	年齢	認定内容	町で利用可能な施設
1号認定 (教育認定)	3歳以上	家庭などによる養育が可能な場合など保育の必要性のない場合に認定されます	磐梯幼稚園
2号認定 (保育認定)	3歳以上	共働きで家庭による養育が出来ない場合などに認定されます	磐梯町保育所 (満3歳から翌年3月31日まで)
3号認定 (保育認定)	3歳未満	共働きで家庭による養育が出来ない場合などに認定されます	磐梯町保育所

(2) 認定事由

No	認定事由	内 容
1	就 労	1ヶ月に64時間以上労働していることを常態とする場合
2	妊娠・出産	母親が妊娠または出産間もない状態の場合
3	疾病・障がい	保護者の病気、負傷または心身障がいなどで、児童の保育を必要とする場合
4	介護・看護	同居親族を常時介護・看護しなければならない場合
5	災害復旧	災害の復旧にあたっている場合
6	求職活動	求職活動を行っている場合、または起業準備の場合 ※90日間以内
7	就 学	学校に在学している場合、または職業訓練を受けている場合
8	虐待・DV	虐待やDVの恐れがある場合
9	育児休業取得時の子どもの継続利用	育児休業を取得する場合、既に保育所等を利用している児童について、引き続き利用が必要と認められる場合
10	その 他	上記に類する状態として、町長が認める場合



3. 入所申込

(1)入所申込から利用の流れ(4月入所の場合)

1	入所案内 申込書類の配布	配布開始時期：令和6年11月18日(月)から 配布場所：磐梯町保育所 ※町ホームページからもダウンロード可
2	入所申込の受付	受付：令和6年12月2日(月)から12月16日(月) 受付場所：磐梯町保育所
3	申込書の受理 内容の確認	・町が申込内容を確認し受理します。 ※内容について必要に応じて電話等で確認する場合があります。 ※書類不備の場合は受付できませんのでご注意ください。
4	保育給付認定	・申請内容に基づき2号または3号の保育給付認定を行います。 ・保育を必要とする内容を確認し入所を決定します。 (申込の先着順ではありません。)
5	通知書の送付	・結果について、郵送で通知します。(2月中旬)

(2)入所申込に必要な書類

入所申込に必要な書類については、P7に掲載されている「入所申込に必要な書類等」をご覧ください。

※証明書類は最新のものをご提出してください。

※一度提出していただいた添付書類は返却いたしません。

※申請書類に不正(虚偽)があった場合は、認定及び入所を取り消します。

(3)申込に関する留意事項

郵送での申込について

申込は原則、窓口での受付となりますが、町外在住等により来所が困難な場合に限り、郵送による申込も受け付けます。締切日必着となりますので、余裕をもって提出してください。(不足や不備がある場合、再提出をお願いする場合があります)

(4)その他

町外にある施設の利用を希望する場合(広域入所)

町外施設の利用を希望する場合は、施設所在地の市町村と協議が必要となります。

申込の時期や締切が異なりますので、教育委員会教育課(0242-73-2017)へ事前にご相談ください。

また、町外施設の利用期間は、年度単位での利用契約となります。次年度以降も引き続き利用したい場合は、毎年度、入所申込が必要となります。

なお、施設所在地の住民が優先されますので、入所できない場合があります。

4. 保育料について

保育料の決定方法

保育料は

- ① 児童と生計を同じくする保護者（父母）の市町村民税所得割額の合計額
- ② 家庭状況（ひとり親家庭・障害者手帳交付の有無）
- ③ 兄弟姉妹の有無等によって決定します。

※ 毎年9月が利用者負担額の切り替え時期となり、4月から8月は前年度の課税額を、9月から翌年3月までは、今年度の課税額をもとに決定します。

※ 未申告等により、税額が確認できない場合は、一旦最高階層で認定し、課税額を確認できる資料を提出いただいた段階で見直しを行います。



【別表】保育料基準表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分

階層区分	定義	3歳未満児
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	3,000円
	※うち、ひとり親世帯、障害者手帳の交付を受けた方がいる世帯	0円
第3階層	住民税所得割額 48,600円未満	7,000円
	※うち、ひとり親世帯、障害者手帳の交付を受けた方がいる世帯	6,000円
第4階層	住民税所得割額 97,000円未満	10,000円
第5階層	住民税所得割額 169,000円未満	20,000円
第6階層	住民税所得割額 301,000円未満	25,000円
第7階層	住民税所得割額 301,000円以上	30,000円

<磐梯町多子世帯保育料軽減事業>

15歳未満(中学3年生まで)の範囲で2人目以降の保育料は免除(無料)となります。
(該当する方には入所後に申請書を配付します)

※適用要件があります。

5. その他の手続きなど

(1) 入所中に変更が生じた場合には届出が必要です

入所中に以下の変更が生じた場合は、その旨を必ず保育所に伝えてください。

① 保育認定事由の変更

(例)・勤務→労働時間変更

- ・勤務→退職(子ども医療費受給者証の手続きが必要な場合があります。)
- ・産休・育休
- ・求職活動→勤務

②住所の変更(例 他市町村への転出、町内での転居等)

※児童が転出する場合は、退所していただくか、広域入所の手続きが必要になります。

③家庭状況の変化(例 保護者の離婚・再婚、祖父母との同居、勤務先の変更)

④市町村民税の更正や修正

変更の内容によって、書類提出などの手続きが必要となります。

(2) 求職活動を理由とした入所期間について

求職活動を理由とした入所期間は、90日間です。

※雇用保険制度に基づく失業等給付の給付期間となり、この間に仕事が決まらなかった場合は退所していただくこととなります。退所後の一時保育の利用は可能です。

(3) 慣らし保育について

保育施設への通い始めは、環境の変化に対応するための「慣らし保育」があります。「慣らし保育」は通常よりも早いお帰りになります。詳しい時間については保育所にお問い合わせ下さい。

- ・3か月～0歳児のお子さん・・・・・・・・・・1か月程度(20日間)
- ・1歳児のお子さん・・・・・・・・・・3週間程度(15日間)
- ・2歳児のお子さん・・・・・・・・・・2週間程度(10日間)

6. その他の保育サービス(一時保育事業)について

○一時保育事業の内容

家庭保育をしている保護者の疾病や冠婚葬祭、裁判員制度への参加等緊急時や保護者の育児疲れ解消など、保護者の私的な事情にも対応した一時保育サービスを行っています。

◇利用できる方・・・町内に住所を有する方、または里帰り出産などで一時的に滞在する方(満1歳以上3歳未満の幼児が対象)

◇利用手続きなど・・・利用したい5日前までに保育所に連絡してください。
【保育認定の手続きは必要ありません。】

◇利用時間・・・・・・・・8時30分～16時30分

延長時間については保育所にお問い合わせください。

◇利用料金・・・・・・・・1日 2,000円 半日 1,000円

一時的滞在の場合・延長料金については保育所にお問い合わせ下さい。

7. よくある質問

Q1 保育所の入所はどのように決まりますか。先着順ですか。または抽選ですか？

A1 先着順や抽選ではありません。保護者の就労状況等により優先利用が決定されます。

Q2 申込期間はいつからいつまでですか？

A2 4月1日に入所希望の方は、前年の12月上旬から12月中旬までです。
年度の途中に入所希望の方は、事前に保育所で入所可能な状況であるかを確認してから申し込んでください。

Q3 求職中ですが、保育所への入所はできますか？

A3 入所はできます。入所の期間は90日間までです。
この間に仕事が決まらなかった場合は退所していただくことになります。
退所後の一時保育の利用は可能です。

Q4 まだ産まれていない子どもの申し込みは可能ですか？

A4 出産予定のお子様の母子手帳をご持参いただければ、申し込みは可能です。
ただし、受入月齢に慣らし保育期間を含みます。

Q5 保育所に慣らすために仕事復帰前の保育所入所は可能ですか？

A5 慣らし保育として保育所入所は可能です。
期間については、
・3か月～0歳児のお子さん・・・1か月程度(20日間)
・1歳児のお子さん・・・・・・・・・・3週間程度(15日間)
・2歳児のお子さん・・・・・・・・・・2週間程度(10日間)

Q6 給食費はかかりますか？

A6 給食費は保育料に含まれています。

Q7 途中入所しましたが、保育所に翌年4月以降も継続入所することは可能ですか？

A7 可能です。ただし、現況届の提出をしていただきます。

Q8 転職した場合はどうしたらいいですか？

A8 転職した旨を必ず保育所へ伝えてください。
必要な書類を配付します。

Q9 一時的に子どもを預かってもらいたいのですが、どうすればいいですか？

A9 磐梯町保育所では、開所時間内の一時保育を実施しています。
利用したい5日前までに保育所に連絡してください。
詳しくはP9【6 その他のサービス（一時保育事業）について】をご覧ください。

8. 入所申込に必要な書類等

- 提出される前に書類がすべて揃っているか、各項目に☑を付けてご確認ください。
 ○きょうだいで同時に入所申込みされる場合でも児童ごとに申込書を提出してください。
 （添付書類は写しでも構いませんが、必要部数をご準備ください。）
 ○提出書類に不備または不足がある場合は受付できませんのでご注意ください。
 ※下記のほか、その他必要な書類がある場合は、別途ご連絡いたします

<入所申込時に必要となる書類>

区分	☑	書類の種別
必須	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書 兼 保育所入所申込書 健康・家族状況等申告書
	<input type="checkbox"/>	保育認定(2号・3号)を受ける場合 ・父母それぞれの保育を必要とする証明書類（下表を参照）
該当者のみ	<input type="checkbox"/>	令和6年1月1日現在、他市町村に住所を置いていた場合 ・父母それぞれの課税等が確認できる書類 （市区町村が発行する「所得・課税(非課税)・控除証明書」「特別徴収税額の決定通知書」） ・4月～8月入所の場合は、令和6年度(令和5年分所得) ・9月～3月入所の場合は、令和7年度(令和6年分所得)
	<input type="checkbox"/>	保護者以外の方が提出する場合 ・委任状及び提出者の運転免許証等の本人確認書類
	<input type="checkbox"/>	未出生時の入所申し込みをする場合 ・母子手帳の写し（表紙、出産予定日がわかるページ）
	<input type="checkbox"/>	同居家族に障がい児（者）がいる場合 ・障がい者手帳、障害年金証書、療育手帳等の写し

<保育を必要とする証明書類>

父	母	保育必要事由	提出が必要な書類
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	就 労	<ul style="list-style-type: none"> 就労(内定)証明書(概ね3か月以内に発行されたもの) ※育児休暇から復職する場合は、復職日が記載されていること
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日がわかるページ）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	疾 病	<ul style="list-style-type: none"> 医師の診断書等 ※疾病の名称、医療機関、家庭で保育ができない旨が記載されていること
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	障 が い	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの程度がわかる手帳または障害年金証書等の写し
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> 対象者の介護保険被保険者証の写し(要介護度がわかる部分)、診断書もしくは障がいの程度がわかる手帳の写し
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	災 害 復 旧	<ul style="list-style-type: none"> 罹災証明書等
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	求 職 活 動	<ul style="list-style-type: none"> 求職中であることがわかるもの(ハローワーク受付票等) ※起業準備の場合は、開業予定であることがわかるもの
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	就 学 (職業訓練)	<ul style="list-style-type: none"> 在学証明書及び時間割(スケジュール)表等
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	児童虐待 DV	<ul style="list-style-type: none"> 個別に連絡いたします
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> 保育が必要であると証明できる書類